

現行	改正案	備考
<p><b>&lt;総則&gt;</b>                      第1条 本規程は、公益財団法人 日本サッカー協会（以下「本協会」という）基本規程第137条に基づき、天皇杯全日本サッカー選手権大会（以下「本大会」という）の運営に関する事項について定める。                      * 附則（25ページ）参照</p> <p><b>&lt;目的&gt;</b>                      第2条 本大会は第1種加盟登録チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じ体力と人格の向上を期し、サッカーの普及発展に寄与することを目的とする。</p> <p><b>&lt;天皇杯実施委員会&gt;</b>                      第3条 本大会は大会実施の統轄的中心となる天皇杯実施委員会（以下実施委員会という）を設置し、本大会に関し企画立案するとともに本大会の運営にあたる。</p> <p>第4条 実施委員会は本協会選出委員9名、地域協会選出委員9名（各地域より1名）で構成し互選により委員長1名、副委員長1名を選出し、必要に応じてその都度委員長が招集しその議長となる。                      委員長が不在の時は副委員長が代行する。</p> <p>第5条 地域選出の全国実施委員は、選出地域内における各都道府県実施委員会を代表して、本協会との連絡調整並びに地域内連絡調整業務をする。</p> <p>第6条 各都道府県協会は本大会出場チームを決定する都道府県選手権大会を開催運営するためにそれぞれの実施委員会を設置する。</p> <p><b>&lt;大会規律委員会&gt;</b>                      第7条 本大会において規律委員会を組織し、委員長は実施委員会委員長が兼任する。なお、大会規律委員会の委員人選については委員長に一任する。</p> <p><b>&lt;大会要項&gt;</b>                      第8条 本大会は本協会が主催し、実施委員会が認めたシードチームと全国47都道府県の代表チームとで行われ、競技方式はノックアウト方式</p>	<p><b>&lt;総則&gt;</b>                      第1条 本規程は、公益財団法人 日本サッカー協会（以下「本協会」という）基本規程第137条に基づき、天皇杯全日本サッカー選手権大会（以下「本大会」という）の運営に関する事項について定める。                      * 附則（25ページ）参照</p> <p><b>&lt;目的&gt;</b>                      第2条 本大会は第1種加盟登録チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じ体力と人格の向上を期し、サッカーの普及発展に寄与することを目的とする。</p> <p><b>&lt;天皇杯実施委員会&gt;</b>                      第3条 本大会は大会実施の統轄的中心となる天皇杯実施委員会（以下実施委員会という）を設置し、本大会に関し企画立案するとともに本大会の運営にあたる。</p> <p>第4条 実施委員会は本協会選出委員9名、地域協会選出委員9名（各地域より1名）で構成し互選により委員長1名、副委員長1名を選出し、必要に応じてその都度委員長が招集しその議長となる。                      委員長が不在の時は副委員長が代行する。</p> <p>第5条 地域選出の全国実施委員は、選出地域内における各都道府県実施委員会を代表して、本協会との連絡調整並びに地域内連絡調整業務をする。</p> <p>第6条 各都道府県協会は本大会出場チームを決定する都道府県選手権大会を開催運営するためにそれぞれの実施委員会を設置する。</p> <p><b>&lt;大会規律委員会&gt;</b>                      第7条 本大会において規律委員会を組織し、委員長は実施委員会委員長が兼任する。なお、大会規律委員会の委員人選については委員長に一任する。</p> <p><b>&lt;大会要項&gt;</b>                      第8条 本大会は本協会が主催し、実施委員会が認めたシードチームと全国47都道府県の代表チームとで行われ、競技方式はノックアウト方式とす</p>	

<p>とする。</p> <p>第9条 本大会の開催期日は原則として開催前年度の実施委員会にて決定する。</p> <p>第10条 本大会は有料試合とし、入場料金は別途定める。</p> <p>第11条 本大会の参加資格は次の通りとする。  1 チーム 大会年度に本協会に加盟登録しているチームであること。  2 選手 当該チームの登録選手であること。  * 補足説明 (25ページ) 参照</p> <p>第12条 本大会参加チームは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって試合に臨まなければならない。</p> <p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。  1 選手の参加申し込みは30名までとし、変更を認めない。  2 参加申込の期限は別途定める。  3 本大会に出場した選手は、チームを移籍、またはクラブ申請制度を利用することにより、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできない。ただし、本大会の参加申込期限によっては特例として出場を認める場合がある。  * 出場とは、公式記録に1分以上記載された場合をいう。  4 外国籍選手は1チーム5名まで参加申し込みでき、1試合3名まで出場できる。  ただし、Jリーグに所属するクラブで、アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手、Jリーグ提携国の国籍を有する選手については、1名に限り追加で出場できる。  5 参加料は50,000円（税別）とし、納入した参加料は理由の如何に拘らず返却しない。</p> <p>第14条 本大会の表彰基準は次の通りとする。  1 優勝チーム 天皇杯・JFA杯・FAシルバーカップ・表彰状・メダルを授与する。  2 準優勝チーム 表彰状・メダルを授与する。  以上のほか、記念品他を授与することができる。</p>	<p>る。</p> <p>第9条 本大会の開催期日は原則として開催前年度の実施委員会にて決定する。</p> <p>第10条 本大会は有料試合とし、入場料金は別途定める。</p> <p>第11条 本大会の参加資格は次の通りとする。  1 チーム 大会年度に本協会に加盟登録しているチームであること。  2 選手 当該チームの登録選手であること。  * 補足説明 (25ページ) 参照</p> <p>第12条 本大会参加チームは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって試合に臨まなければならない。</p> <p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。  1 選手の参加申し込みは30名までとし、変更を認めない。  2 参加申込の期限は別途定める。  3 本大会に出場した選手は、チームを移籍、またはクラブ申請制度を利用することにより、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできない。ただし、本大会の参加申込期限によっては特例として出場を認める場合がある。  * 出場とは、公式記録に1分以上記載された場合をいう。  4 外国籍選手は、1チーム5名まで参加申し込みでき、1試合3名まで出場できる。  ただし、Jリーグの<u>J1、J2及びJ3に所属するチームのアジアサッカー連盟加盟国の国籍を有する選手は、1名に限り追加で出場できる。</u>  <u>なお、「Jリーグ提携国」の国籍を有する選手は、外国籍選手とみなさない。</u>  5 参加料は50,000円（税別）とし、納入した参加料は理由の如何に拘らず返却しない。</p> <p>第14条 本大会の表彰基準は次の通りとする。  1 優勝チーム 天皇杯・JFA杯・FAシルバーカップ・表彰状・メダルを授与する。  2 準優勝チーム 表彰状・メダルを授与する。  以上のほか、記念品他を授与することができる。</p>	<p>※加筆</p>
--	---	------------

<p>第15条 本大会参加チームにはチーム強化費が与えられる。(詳細は本規程第28条を参照)</p>	<p>第15条 本大会参加チームにはチーム強化費が与えられる。(詳細は本規程第28条を参照)</p>	
<p>第16条 本大会は都道府県協会にその主管を委託することができる。主管の方式とその内容については別途定める。</p>	<p>第16条 本大会は都道府県協会にその主管を委託することができる。主管の方式とその内容については別途定める。</p>	
<p>第17条 本大会の共催として、日本放送協会、共同通信社を認める。本大会の準々決勝までの試合で開催地の地方公共団体、地元新聞社、およびテレビ・ラジオ局について、該当試合を主管する都道府県協会が本協会に申請し、実施委員会が認めた場合のみ共催を認める。</p>	<p>第17条 本大会の共催として、日本放送協会、共同通信社を認める。本大会の準々決勝までの試合で開催地の地方公共団体、地元新聞社、およびテレビ・ラジオ局について、該当試合を主管する都道府県協会が本協会に申請し、実施委員会が認めた場合のみ共催を認める。</p>	
<p>第18条 本大会の審判員は本協会審判委員会により割当て派遣される。</p>	<p>第18条 本大会の審判員は本協会審判委員会により割当て派遣される。</p>	
<p>第19条 各会場に試合の運営状況および試合状況を査察するためマッチコミッショナーを派遣する。 マッチコミッショナーは所定の報告書を試合後直ちに本協会に提出するほか、重大事項が発生した場合、その事態を即刻、大会規律委員会に報告しなければならない。なお、マッチコミッショナーは本協会にて決め派遣する。</p>	<p>第19条 各会場に試合の運営状況および試合状況を査察するためマッチコミッショナーを派遣する。 マッチコミッショナーは所定の報告書を試合後直ちに本協会に提出するほか、重大事項が発生した場合、その事態を即刻、大会規律委員会に報告しなければならない。なお、マッチコミッショナーは本協会にて決め派遣する。</p>	
<p>&lt;競技規則&gt;</p>	<p>&lt;競技規則&gt;</p>	
<p>第20条 全ての試合は大会実施年度の本協会競技規則により実施する。</p>	<p>第20条 全ての試合は大会実施年度の本協会競技規則により実施する。</p>	
<p>&lt;懲罰&gt;</p>	<p>&lt;懲罰&gt;</p>	
<p>第21条 1 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、本大会次回戦の試合1試合の出場を自動的に停止し、そのあと本協会懲罰基準に準拠して大会規律委員会が最終裁決を下す。 2 本大会期間中に大会規律委員会において、出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</p>	<p>第21条 1 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、本大会次回戦の試合1試合の出場を自動的に停止し、そのあと本協会懲罰基準に準拠して大会規律委員会が最終裁決を下す。 2 本大会期間中に大会規律委員会において、出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</p>	
<p>第22条 警告による出場停止処分</p>	<p>第22条 警告による出場停止処分</p>	
<p>1 本大会で累積された警告が2回となった選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。  2 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</p>	<p>1 本大会で累積された警告が2回となった選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。 <u>なお、準決勝進出チームの選手が受けた準々決勝までの警告累積は、準決勝以降に持ち越さない。</u> 2 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</p>	<p>※加筆</p>

<p>3 1項・2項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。</p> <p>4 1項・2項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低2試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>5 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	<p>3 1項・2項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。</p> <p>4 1項・2項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低2試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>5 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	
<p>第23条 未登録または二重登録などの不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。 しかし、既に行われた試合にまで遡って適用しない。この該当チームの懲罰については大会規律委員会にて協議の上裁決される。</p>	<p>第23条 未登録または二重登録などの不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。 しかし、既に行われた試合にまで遡って適用しない。この該当チームの懲罰については大会規律委員会にて協議の上裁決される。</p>	
<p>第24条 本大会に参加を申込んだ後は棄権は一切認めない。止むを得ぬ事情で参加不可能になった場合は直ちに本協会および相手チームに通知し、本協会に対し改めて文書にて理由書を提出する。本協会は理由書に基づき審議の上処置するが最低次年度の本大会には出場出来ない。</p>	<p>第24条 本大会に参加を申込んだ後は棄権は一切認めない。止むを得ぬ事情で参加不可能になった場合は直ちに本協会および相手チームに通知し、本協会に対し改めて文書にて理由書を提出する。本協会は理由書に基づき審議の上処置するが最低次年度の本大会には出場出来ない。</p>	
<p>&lt;チーム旅費・宿泊費&gt;</p>	<p>&lt;チーム旅費・宿泊費&gt;</p>	
<p>第25条 チームの遠征に要する旅費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、チームの最寄駅から競技場の最寄駅までを、下記の基準にて本協会が支払う。</p> <p>1 新幹線区間は新幹線普通料金とする。 ただし、1区間100km未満は在来線扱いとする。</p> <p>2 在来線 (イ) 1区間100km未満は普通料金 (ロ) 1区間100km以上は特急料金 (ハ) 1区間500km以上は航空機の使用を認める。 (ニ) 船は特2等料金とする。</p>	<p>第25条 チームの遠征に要する旅費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、チームの最寄駅から競技場の最寄駅までを、下記の基準にて本協会が支払う。</p> <p>1 新幹線 <u>(イ) 1回戦 新幹線普通料金</u> <u>(ロ) 2回戦以降 グリーン車料金</u> ※1区間100km未満は在来線扱いとする。</p> <p>2 在来線 (イ) 1区間100km未満は普通料金 (ロ) 1区間100km以上は特急料金 (ハ) 1区間500km以上は航空機の使用を認める。 (ニ) 船は特2等料金とする。</p>	<p>※修正 ※加筆</p>
<p>第26条 チームの遠征に要する宿泊費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、本協会が下記の基準にて支払う。</p> <p>1 試合前の1泊分として1人当たり10,000円を負担する。 ただし、チームの最寄駅から競技場最寄駅までの距離が片道100km未満のときを除く。</p>	<p>第26条 チームの遠征に要する宿泊費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、本協会が下記の基準にて支払う。</p> <p>1 試合前の1泊分として<u>1回戦は1人当たり10,000円とし、2回戦以降は15,000円</u>を負担する。 ただし、チームの最寄駅から競技場最寄駅までの距離が片道100km未満のときを除く。</p>	<p>※加筆</p>
<p>第27条 J1、J2クラブに限り、旅費・宿泊費の負担として、下記の基準にて本協会が支払う。 1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。</p>	<p><del>第27条 J1、J2クラブに限り、旅費・宿泊費の負担として、下記の基準にて本協会が支払う。 1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。</del></p>	<p>※削除</p>

2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。

### <チーム強化費>

第28条 チーム強化費として、出場チームに下記の基準にて本協会が支払う。

#### 1 上位入賞チーム

優勝	100,000,000円 (税別)
準優勝	50,000,000円 (税別)
第3位	20,000,000円 (税別 1チームあたり)
第5位	10,000,000円 (税別 準々決勝敗退 1チームあたり)

#### 2 勝利チーム (次戦への準備金として)

1・2回戦	500,000円 (税別)
3回戦以降	1,000,000円 (税別)

### <審判員・マッチコミッショナーの交通費・宿泊費・手当>

第29条 審判員へは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。

#### 1 宿泊費

自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊をすることができる。また、特別の事情があるときは後泊することができる。

前泊または後泊した場合の宿泊費及び宿泊日当は、次の通りとする。

(イ) 宿泊費 1・2回戦 1人1泊10,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

3回戦以降 1人1泊17,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

(ロ) 宿泊日当 3回戦以降 1人1泊当たり3,000円

#### 2 旅費

居住区的最寄り駅から競技場までの往復交通費(実費)を支払う。片道70km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。

#### 3 手当

1・2回戦は主審20,000円(消費税別)、副審10,000円(消費税別)、第4の審判員8,000円(消費税別)、3回戦～準々決勝は主審60,000円(消費税別)、副審30,000円(消費税別)、第4の審判員10,000

~~2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。~~

### <チーム強化費>

第28条 チーム強化費として、出場チームに下記の基準にて本協会が支払う。

#### 1 上位入賞チーム

優勝	<u>150,000,000円 (税別)</u>
準優勝	50,000,000円 (税別)
第3位	20,000,000円 (税別 1チームあたり)
<del>第5位</del>	<del>10,000,000円 (税別 準々決勝敗退 1チームあたり)</del>

#### 2 勝利チーム (次戦への準備金として)

<del>1・2回戦</del>	500,000円 (税別)
<u>2回戦</u>	<u>1,000,000円 (税別)</u>
<u>3回戦</u>	<u>2,000,000円 (税別)</u>
<u>4回戦～準決勝</u>	<u>3,000,000円 (税別)</u>

### <審判員・マッチコミッショナーの交通費・宿泊費・手当>

第29条 審判員へは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。

#### 1 宿泊費

自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊をすることができる。また、特別の事情があるときは後泊することができる。

前泊または後泊した場合の宿泊費及び宿泊日当は、次の通りとする。

(イ) 宿泊費 1・2回戦 1人1泊10,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

3回戦以降 1人1泊17,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

(ロ) 宿泊日当 3回戦以降 1人1泊当たり3,000円

#### 2 旅費

居住区的最寄り駅から競技場までの往復交通費(実費)を支払う。片道70km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。

#### 3 手当

1・2回戦は主審20,000円(消費税別)、副審10,000円(消費税別)、第4の審判員8,000円(消費税別)、3回戦～準々決勝は主審60,000円(消費税別)、副審30,000円(消費税別)、第4の審判員10,000

※修正

※削除

※加筆

円（消費税別）、準決勝・決勝は主審120,000円（消費税別）、副審60,000円（消費税別）、第4の審判員20,000円（消費税別）とする。

第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。

1 宿泊費

1回戦は1人当たり10,000円以内とし、2回戦以降は1人当たり20,000円以内とする。ただし、自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。

前泊または後泊した場合の宿泊費及び宿泊日当は、次の通りとする。

(イ) 宿泊費 1回戦 1人1泊10,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

2回戦以降 1人1泊20,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

2 旅費

居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。片道70km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。

3 手当て

1回戦は15,000円（消費税別）とし2回戦以降は30,000円（消費税別）とする。

<表彰>

第31条 本大会にて優勝したチームおよび準優勝したチームは、本規程第14条の通りの表彰を受ける。

なお、本大会に対する第三者よりの賞品などの寄贈については、本協会がその可否を決める。

第32条 天皇杯は優勝チームに授与し、次回大会までこれを保持する栄誉を与える。

第33条 天皇杯は次回大会の開会までに本協会へ返還する。

第34条 天皇杯を授与されたチームは次の各項により、その保管ならびにその他の義務を有する。

円（消費税別）、準決勝・決勝は主審120,000円（消費税別）、副審60,000円（消費税別）、第4の審判員20,000円（消費税別）とする。

第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。

1 宿泊費

1回戦は1人当たり10,000円以内とし、2回戦以降は1人当たり20,000円以内とする。ただし、自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。

前泊または後泊した場合の宿泊費及び宿泊日当は、次の通りとする。

(イ) 宿泊費 1回戦 1人1泊10,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

2回戦以降 1人1泊20,000円以内で、実際に宿泊に要した費用

2 旅費

居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。片道70km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。

3 手当て

1回戦は15,000円（消費税別）とし2回戦以降は30,000円（消費税別）とする。

<表彰>

第31条 本大会にて優勝したチームおよび準優勝したチームは、本規程第14条の通りの表彰を受ける。

なお、本大会に対する第三者よりの賞品などの寄贈については、本協会がその可否を決める。

第32条 天皇杯は優勝チームに授与し、次回大会までこれを保持する栄誉を与える。

第33条 天皇杯は次回大会の開会までに本協会へ返還する。

第34条 天皇杯を授与されたチームは次の各項により、その保管ならびにその他の義務を有する。

- 1 天皇杯の取扱いは丁重にしなければならない。
- 2 天皇杯はチームの所属する団体（会社・大学など）の長に保管を依頼し、確実な金庫その他安全な場所に保管する。
- 3 棄損・紛失等の事故に対してはチームのみならずその所属する団体の責任となる。
- 4 天皇杯にはいかなる文字・模様等刻入してはならない。
- 5 本協会より必要に応じ一時返還を求められた場合は遅滞なくこれに応じなければならない。

#### 附則

- 1 本規程は公益財団法人 日本サッカー協会 天皇杯全日本サッカー選手権大会実施委員会において改廃できる。
- 2 本規程の改正は、2016年5月19日より効力を発する。

#### 補足説明

- 1 クラブ申請制度の適用  
本大会はクラブ申請制度を認めています。2種チームとしての大会参加は出来ませんが、本協会から認可された「クラブ」は、同クラブ内のチーム間であれば、第2種、第3種、第4種の登録選手を移籍手続きなしで選手登録し出場させることができます。ただし本大会に出場した選手は、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできません。（第13条5項参照）
- 2 特別指定選手制度の不適用  
本大会にはJFA・Jリーグ特別指定選手制度は適用されません。

- 1 天皇杯の取扱いは丁重にしなければならない。
- 2 天皇杯はチームの所属する団体（会社・大学など）の長に保管を依頼し、確実な金庫その他安全な場所に保管する。
- 3 棄損・紛失等の事故に対してはチームのみならずその所属する団体の責任となる。
- 4 天皇杯にはいかなる文字・模様等刻入してはならない。
- 5 本協会より必要に応じ一時返還を求められた場合は遅滞なくこれに応じなければならない。

#### 附則

- 1 本規程は公益財団法人 日本サッカー協会 天皇杯全日本サッカー選手権大会実施委員会において改廃できる。
- 2 本規程の改正は、2016年5月19日より効力を発する。

#### 補足説明

- 1 クラブ申請制度の適用  
本大会はクラブ申請制度を認めています。2種チームとしての大会参加は出来ませんが、本協会から認可された「クラブ」は、同クラブ内のチーム間であれば、第2種、第3種、第4種の登録選手を移籍手続きなしで選手登録し出場させることができます。ただし本大会に出場した選手は、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできません。（第13条5項参照）
- 2 特別指定選手制度の不適用  
本大会にはJFA・Jリーグ特別指定選手制度は適用されません。